

随意契約及び比較見積書省略理由書

工事名称：大阪府咲洲庁舎ゴンドラ改修工事

理由

大阪府咲洲庁舎のゴンドラ設備については、窓や外壁等の清掃及び点検用として建設当時においてサンセイ株式会社により製造及び設置され、これまで適正に維持管理が行われています。

本改修工事は、年 1 回の労働安全衛生法に基づく検査による指摘及び製造メーカーでもある点検事業者による定期点検においても、経年劣化を考慮した計画的な機器の取り替え・調整整備の要請を請け、ゴンドラの機能を適正に維持し、事故等を未然に防止するために必要となる部品の取替え、分解整備等をおこなうものです。

取替え、分解整備等には、超高層ビルに設置されているゴンドラであるため、特殊な配慮が必要であるとともに、設置されている機器に熟知していることが必要であります。また、インターロック及びシーケンサー等の制御システムのデーターが必要であり、データーを持つのは、製造メーカーであるサンセイ株式会社以外にありません。

よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、サンセイ株式会社と随意契約を締結することとし、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号により比較見積書を省略するものです。